

論壇

税理士法の守秘義務と個人情報保護法等の安全管理措置義務に関する若干の考察



鈴木涼介【神田】

1. はじめに

わが国の個人情報保護法は、従来、制のうち事業者に適用されるものとして、「個人情報保護法」に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）があり、平成17年から施行されている。また、個人情報保護法の「特別法」であり、いわゆるマイナンバー（個人番号）の取扱いについて規定する「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）もほぼ全面的に施行されている。

個人情報保護法は、従来、個人情報の取扱いが少ない事業者については適用が除外されていたが、この改正法により、基本的には、全ての事業者が個人情報保護法の適用対象となった（改正法のうち個人情報保護法の改正部分は本年5月30日に全面施行されている。）。ところで、税理士は、税理士業務等を行うに際して、納税者に関する様々な情報を取り扱うこととなるが、税理士法に基づく守秘義務が課せられていることから、税理士業務等を行うに当たって、同義務を適正に履行する必要がある。

平成27年9月には、「個人情報保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律」（平成27年法律第65号。以下「改正法」という。）が成立・公布され、個人情報保護法及び番号法の改正が行われた。

2. 個人情報保護法及び番号法における安全管理措置義務

個人情報保護法は、「個人情報」の定義について、以下のとおり規定している（個人情報2①）。

生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- ① 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（略）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む）
- ② 個人識別符号が含まれるもの

そして、特定の個人情報を探査できるように体系的に整理したデータベース（紙媒体も含む）を「個人情報データベース等」と定義し、その個人情報データベース等を構成する個人情報を「個人データ」と定義している（個人情報2④⑥）。個人情報保護法第20

3. 税理士法の守秘義務との関係

税理士法第38条では、「税理士は、正当な理由なくして、税理士業務に関して知り得た秘密を他に洩らし、又は窃用してはならない。税理士でなくなった後においても、また同様とする」とし、いわゆる守秘義務を規定している。この守秘義務については、二つの義務で構成されていると考えられる。すなわち、「他に洩らしてはならない義務」及

び「窃用してはならない義務」である。この税理士法の守秘義務、とりわけ「他に洩らしてはならない義務」については、個人情報保護法及び番号法で義務付けられている情報漏えい等を防止するための措置である「安全管理措置義務」との関係を知りたい。本稿では、「他に洩らしてはならない義務」を単に「守秘義務」と表記する。

条では、「その取り扱う個人データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない」とし、個人データの安全管理措置義務を規定している。また、個人番号（マイナンバー）の取扱いを規定している番号法においては、同法第12条で「個人番号の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人番号の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない」とし、個人番号の安全管理措置義務を規定している。

「税理士業務を行うに当たって、依頼人の陳述又は自己の判断によって知り得た事実で、一般に知られていない事項及び当該事実の關係者が他言を禁じた事項をいう」とされている（税基通38-1）。一方、個人情報保護法や番号法における安全管理措置義務の対象範囲は、「個人データ」や「個人番号」である。各々の法律の趣旨・目的が異なることから、その対象範囲も異なることとなる。例えば、「秘密」には該当するが「個人情報」には該当しないなどといった場合も当然あり得ると考えられる。

ただし、税理士業務の観点で考えると、「秘密」と「個人情報」とは大部分が重なるように思われる。すなわち、税理士は、納税者から税務代理等の依頼を受けること、当該納税者に関する所得情報、財産情報、家族情報等の様々な情報を知ることとなるが、一般的に、納税者は、税理士がそれらの情報を他者に洩らすことを想定していない。そのように考えると、通常、納税者は、税理士に対して、それらの情報の他言を禁じていると考えられる。この「正当な理由」がなく、他に洩らした場合には問題となる。この「正当な理由」と

は、「本人の許諾又は法令に基づく義務があることをいう」とされている（税基通38-1）。一方、個人情報保護法及び番号法の安全管理措置義務については、「正当な理由」という制限は付されていない。ただし、個人情報保護法は、本人の同意がある場合や法令に基づく場合等は、当該個人情報の利用目的以外の目的で利用したり、第三者に提供したりすることができる（個人情報16、23①）。個人番号については、たとえ本人の同意がある場合や法令に基づく場合等であっても、番号法第9条で定める利用範囲でしか利用できず、同法19条で定める場合以外では提供することできない。もっとも、これらに違反して個人番号を利用したり提供したりすることから、税理士が保有する納税者（個人）の情報は、「特定の個人を識別することができるもの」として、「個人情報」に該当すると考えられる。

また、個人番号（マイナンバー）は、制度設計上、「見える番号」とされているが、利用制限（番号法9）や提供制限（番号法19）が課せられており、一般に知られていない事項であることから、「税理士業務に関して知り得た秘密」に該当すると考えられる。なお、法人に関する情報は、「秘密」に該当しうるが、「個人情報」には該当しない（ただし、当該法人の役員等の個人に関する情報は「個人情報」に含まれる）。

税理士法の守秘義務は、「正当な理由」がなく、他に洩らした場合には問題となる。この「正当な理由」と

4. おわりに

以上のとおり、税理士法の守秘義務と個人情報保護法及び番号法の安全管理措置義務は、それぞれ異なる義務である。重なり合う部分とそうでない部分があり、優劣のあるものでもないことから、両義務を適切に履行する必要がある。

情報通信技術の飛躍的な発展に伴い、膨大な個人情報の利活用が進んでいる一方で、不正アクセス、不正プログラム等による情報漏えい等事案も増加している。税理士も、今後ますます適切な情報管理が求められると考えられる。

1 例えば、委託先が番号法第9条に違反して個人番号を利用していた場合に、委託元内部における管理体制も不十分だったときは、委託元は委託先の監督義務違反とともに、安全管理措置義務違反を問われる可能性があるという考えである。
2 坂田純一『新版実践税理士法』（中央経済社・2015年）247頁。